

第 18 期 決 算 公 告

2022 年 6 月 24 日
 東京都中央区銀座 6-2-1Daiwa 銀座ビル 5F
 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
 代表取締役社長 西 垣 佳 機

貸借対照表 (2022 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,809,101	流 動 負 債	1,223,707
現 金 及 び 預 金	2,911,830	未 払 金	797,508
前 払 費 用	12,077	未 払 費 用	53,081
未 収 運 用 受 託 報 酬	1,780,440	未 払 法 人 税 等	56,444
そ の 他	104,753	未 払 消 費 税 等	54,202
		前 受 金	204
		預 り 金	14,080
		前 受 収 益 金	12,100
固 定 資 産	1,182,497	賞 与 引 当 金	236,085
有 形 固 定 資 産	110,076	固 定 負 債	81,818
建 物 附 属 設 備	47,802	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	74,015
工 具、器 具 及 び 備 品	62,274	投 資 損 失 引 当 金	7,803
無 形 固 定 資 産	268,746	負 債 合 計	1,305,526
ソ フ ト ウ エ ア	53,783		
の れ ん	214,963	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	803,674	株 主 資 本	4,531,442
投 資 有 価 証 券	634,541	資 本 金	200,000
出 資 金	62,202	資 本 剰 余 金	1,060,044
ゴ ル フ 会 員 権	1,200	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,060,044
差 入 保 証 金	86,189	利 益 剰 余 金	3,271,398
繰 延 税 金 資 産	20,116	利 益 準 備 金	50,000
そ の 他	223	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,221,398
貸 倒 引 当 金	△800	繰 越 利 益 剰 余 金	3,221,398
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	154,629
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	154,629
		純 資 産 合 計	4,686,072
資 産 合 計	5,991,599	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,991,599

当期純損益

当社の第 18 期事業年度(2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)の当期純利益は 2,259,635 千円です。

個別注記表

当社の計算書類及びその附属明細書は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠して作成しております。

なお、会社計算規則第98条第2項第1号に基づき、会計監査人設置会社で必要とされる注記事項の一部を省略しております。

計算書類に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備	6～15年
工具、器具及び備品	2～15年

②無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

のれん

その効果の及ぶ期間(15年)による定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

②役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、取締役退職慰労金規程及び監査役退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

③投資損失引当金

出資金の価値の減少による損失に備えるため、出資先の財政状態を勘案の上、その損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

②連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取

扱い)(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

③収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりです。

「売上高」は主に当社が運用する投資法人から收受する運用報酬となっております。当社は投資法人規約に基づき、資産管理会社として投資法人を管理・運営する義務を負っており、当該義務が履行された時点において収益を計上しております。